

# 全国美術館会議規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国美術館会議という。

(目的)

第2条 本会は、美術館の使命を実現する活動を支援するため、美術館相互の連絡及び提携を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術館相互の連絡及び情報等の交換に関すること。
- (2) 美術に関する講演会、研修会、研究部会等の開催に関すること。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員の構成)

第4条 本会の会員は、正会員、個人会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、美術館施設とする。

3 個人会員は、次のいずれかの該当するものとする。

- (1) 美術館施設に現在勤務又は勤務した経験を有する者
- (2) 大学の教員、又は元大学の教員であった者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の知識を有していると会長が認めた者

4 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする団体とする。

(入会)

第5条 本会の正会員又は個人会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の議決を経て、総会の承認があったときに正会員又は個人会員となる。

なお、申込に当たっては、正会員になろうとする者は、正会員館の館長2名の、個人会員になろうとする者は、正会員館に属するもの1名の推薦を必要とする。

2 本会の賛助会員になろうとする団体は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の議決を経て、賛助会員となる。

(会費)

第6条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額3万円
- (2) 個人会員 年額1万円
- (3) 賛助会員 年額1口1万円

(会員資格の喪失)

第7条 本会の会員が各号の一に該当する場合は、理事会の議決により、その会員資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 会費の滞納、若しくは会員として不適格な行為があったとき。

### 第3章 会計

(経費)

第8条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第10条 本会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

### 第4章 役員及び特別職

(種別)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 26人以内
- (2) 監事 2人

(選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は互選により、会長1名を定める。
- 3 会長は、副会長2人又は3人を理事の中から指名し、理事会の承認を得る。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の定めた順位により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第14条 本会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において過半数の同意により解任することができる。

(特別職)

第16条 本会は、会長の諮問に応ずるため、特別職を置くことができる。

- 2 特別職は、名誉会長及び顧問とする。
- 3 特別職は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

### 第5章 会議

(会議)

第17条 本会の会議は、すべての正会員をもって構成する総会、すべての理事をもって構成する理事会及び専門委員会とする。

(招集)

第18条 総会は、毎年1回以上、会長が招集する。

2 理事会は、随時会長が招集する。

(定足数)

第19条 総会は、会員総数の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

2 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第20条 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

3 会議の議決において、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第21条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) 理事及び監事の選任に関すること。
- (5) その他、特に必要な事項。

(理事会の審議事項)

第22条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) 会長、副会長の選任及び特別職の推薦に関すること。
- (5) 専門委員会に関すること。
- (6) 事務局に関すること。
- (7) その他、必要な事項。

(理事会の書面議決等)

第23条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、第20条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 会長は、緊急の必要がある場合には、理事に対し、書面をもって賛否を求め、理事会の議決にかえることができる。

(議事録)

第24条 会議の議事については、事務局は、議事録を作成しなければならない。

## 第5章 専門委員会

(専門委員会)

第25条 本会の事業を行うため、必要に応じ専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の設置及び委員の委嘱は、理事会の承認を得て会長が行う。

3 専門委員会の委員には、会員以外の者を委嘱することができる。

## 第6章 事務局

(設置等)

第26条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 本会の事務局は、原則として会長が所属する美術館内に置く。

3 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

4 事務局長及び職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第7章 補則

(委任)

第27条 この規約の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

1 この規約は平成28年5月26日から施行する。

2 この規約による変更前の全国美術館会議規約第4条第3項に規定する個人の賛助会員については、本人の意思を確認した上で、本規約の個人会員とみなす。